

白梅学園大学 教育・福祉研究センター 規程

(目的)

第1条 本センターは、本学の建学の精神に基づき社会の発展と福祉に貢献するため、本学の教員および学外協力者により、特色ある共同研究および個人研究を推進し、その成果を社会に示すとともに、地域・市民の福祉に資する事業をおこなうことを目的とする。

(名称)

第2条 本センターを、白梅学園大学教育・福祉研究センター（以下、研究センター）と称する。

(機構)

第3条 研究センターは主として以下の部門について活動を行う。

(1) 研究部門

- ① 個人研究、共同研究等、研究活動全般の推進
- ② 研究所を中心とした特定の課題研究の推進

(2) 研究助成関連部門

- ① 各種研究助成に関する情報の収集・発信、募集および助成の推進

(3) 研究・活動成果の公刊に関わる事業部門

- ① 研究・事業活動の成果の公刊
- ② 『研究年報』等、定期刊行物の発行

(組織)

第4条 研究センターの組織は次の通りとする。

- (1) センター長 1名
- (2) 運営委員（学内・外）
- (3) 研究員・客員研究員・嘱託研究員
- (4) 事務担当職員
- (5) その他、センター長が必要と認めた者

2 センターに研究所を置く。

- (1) 研究所は、研究部門の中核として研究活動を推進する。
- (2) 研究所に関して必要な事項は別に定める。

第5条 センター長はセンターの管理・運営を統轄する。

- 2 センター長は学長が任命する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長は任期終了後4年間は学内運営委員に選出しないものとする。

第6条 白梅学園大学および白梅学園短期大学の専任教員は研究員となり、センター長が委嘱する。

- 2 研究員は研究センターの調査・研究等の活動に従事し、その成果を研究センターの『研究年報』等に発表する。

第7条 運営委員はセンター長のもとに事業の運営にあたる。

- 2 学内運営委員は研究員のなかから互選する。
- 3 学内運営委員の任期は2年とする。

- 4 学内運営委員の再任は2期を限度とし、また、その任期終了後4年間は選出しないものとする。
- 5 学内運営委員の任期の2分の1の期間毎に、学内運営委員の半数を選出する。
- 6 学外運営委員はセンター長が研究員会議の議を経て委嘱する。

第8条 客員研究員は、他の教育・研究機関等に属する研究従事者につき、センター長が委嘱する。

- 2 嘱託研究員は、研究センターにおいて研究員と共同研究を行う者につき、センター長が委嘱する。
- 3 客員研究員および嘱託研究員に関して必要な事項は別に定める。

(研究員会議)

第9条 研究センターに研究員会議を設け、年2回以上これを開催する。

- 2 研究員会議はセンター長および研究員をもって構成する。
- 3 研究員会議は研究センターの事業計画と予算・決算、研究助成および成果の公開等について審議する。
- 4 研究員会議はセンター長が招集し、議長を務める。

(運営委員会)

第10条 センターに運営委員会をおく。

- 2 運営委員会はセンター長、および運営委員をもって構成する。
- 3 運営委員会は、センターの運営と活動の推進にあたる。

(編集委員会)

第11条 運営委員会は学内運営委員の中から、編集委員会の編集委員長を互選する。

- 2 編集委員会は『研究年報』等の編集を行う。
- 3 編集委員会の運営については別に定める。

(事業報告)

第12条 センター長は、事業の内容および成果を公開しなければならない。

- 2 センター長は、センターの事業内容及び経費について、教授会に報告しなければならない。

附 則

この規程は2005年(平成17年)4月1日より施行する	(2005年6月9日 研究員会議承認)
2006年(平成18年)10月1日付 改訂	(2006年10月19日 研究員会議承認)
2008年(平成20年)4月1日付 改訂	(2008年3月4日 研究員会議承認)
2010年(平成22年)3月11日付 改訂	(2010年3月11日 研究員会議承認)
2016年(平成28年)12月8日付 改訂	(2016年12月8日 研究員会議承認)